

令和2年度 第2回鏡川清流保全審議会 会議録（要旨）

1 日時 令和3年2月22日（月）10:00から12:00まで

2 場所 高知市役所本庁舎6階611大会議室

3 出席者

〔委員〕

兼松方彦会長，關伸吾職務代理者，奥村栄朗委員，黒笹慈幾委員，
高橋徹委員，池田康友委員，中嶋澄恵委員，堀澤栄委員，松浦秀俊委員
豊永大五委員，吉富慎作委員

※堀澤栄委員及び吉富慎作委員はウェブ会議により参加

ー以上，委員11名出席で審議会成立ー

（欠席委員＝田中求委員）

〔事務局〕

環境部：今西部長，石黒副部長

環境政策課：児玉課長，福富課長補佐，山中自然保護担当係長，山崎主査補，
橋田主事

4 議題

(1) 鏡川清流保全区域指定検討業務の検討状況について

5 配布資料

- (1) 会次第
- (2) 鏡川清流保全審議会委員名簿
- (3) 資料1 鏡川清流保全区域指定検討業務の流れ
- (4) 資料2 流域保全区域の検討状況
- (5) 資料3 流域保全区域範囲案
- (6) 参考資料 流域図

6 審議内容

(1) 鏡川清流保全区域指定検討業務の検討状況について

委員： 前回述べた杉の伐採を進めるべきとの意見は，今後の課題提起であり，
鏡川清流保全条例で推進すべきということではない。

環境保全を考えるときには，山の樹木を本来の樹種に転換すべきだとい
う議論が必ず出てくるが，樹種転換については，今後の課題にしてい
たくことを要望する。

流域保全区域の範囲パターンについては，条例改正で何を規制するの
かが明らかになったうえで意見を述べたい。

委員： 流域保全区域は、ある程度限られた重要な範囲を指定する必要がある。本川、主要支川の周辺に必要な面積を指定すべきだが、一次支川及び二次支川を対象とすると対象外的面積が広がる。

例えば、吉原川の流域面積は、的湊川や梅ノ木川の支川であることを考えると、これらの河川の流域面積の合計が吉原川の流域面積になる。このように流域面積を一つの基準にして主要な支川を分けることが出来る。そうやって分けた河川に対し、一定の幅の指定をするとやりやすい。

パターン1、2は、最寄りの第一稜線までで設定されているが、もっと狭い範囲でよいと思う。ただ、50メートル幅は狭いので、どのくらいの幅が適当かの検討が必要である。

委員： 鏡川清流保全審議会は、鏡川の景観や自然を良好な形で若い人につなぐための方法について議論する場であり、議論の内容を広く知ってもらう役割もある。市民がどう考えるかが重要であり、その力が最終的には鏡川を良好なかたちで後世に残す最大のツールになる。

市民に対し十分に情報共有を行い、そのうえで市民の意見を反映することが重要である。

委員： 流域保全区域について、すでに他法令による網掛けがされており、外してもよい範囲がある可能性がある。例えば、工石山山脈は国有林、吉原川の源流域は県行造林であり、土佐山地域の主要なところは市有林である。加えて、森林法の保安林制度で守られているところもある。そういった箇所を地図に落とすと実際に規制が必要な範囲が見えてくるのではないか。

委員： 資料2の検討中のところはどうなるのか。

事務局： 流域保全区域は、配慮のない開発を起因として議論が始まったが、配慮のない開発の定義が定まっておらず、区域指定の目的として、河川への濁水流入や景観の質の低下といった観点から検討してきた。前回は、濁水の流出を防ぐことを目的とする旨を説明したが、まだ最終決定に至っていないため検討中としている。

なお、今回は、条例の目的や考え方、効果などを条例改正案として組み立てたものをお示しする。

委員： 一次支川、二次支川といった分け方で機械的に指定することには賛成しかねる。流域面積や実際に川に与える影響を考慮すべきである。

河川に直接大きな影響を与える河畔林への対策に重点に置いた方が成果が表れやすいのではないか。まずは河畔林を手入れし、林道などから濁水が一度に流れ込むのを防ぐべきではないか。河畔林に重点を置いた規制であれば効果を生みやすい。

委員： 流域保全区域の範囲については難しい問題である。濁水問題をどうするかというのは、開発と保全のバランスに大きく関わってくる。

委員： パターン3はメリットが感じられない。全流域を指定する必要はないが、50メートルまでの範囲を指定したときにどのような効果があるのかわからない。機械的に50メートルまでの範囲とすることは賛成できない。

委員： 範囲を議論するには、どんな効果を与えるかを示す素材を出していただく必要がある。

委員： 条例改正の目的が明確に決まっていなくて範囲も決まらない。四万十川条例は、第一に景観保全を目的としており、それも四万十川を訪れてきた人が見る景観ということで明確に決まっていたため、本川と主要な支川から見張らせる範囲ということで第一稜線までの範囲としている。
濁水対策を目的にするとすると広範囲の指定になるのではないかと。

委員： 条例はシンプルで、計画で膨らませるのがよいのではないかと。
流域保全区域の範囲については、一つの基準で縛るのは難しいため、基準を複合的に見た方がよい。また、他法令による規制がかかっているところも重ねて規制してもよいのではないかと。

市民に理解してもらえる範囲にしなくてはならない。50メートル幅というのはいかになものかと思うが、パターン3が分かりやすい。

1年前と比べても鏡川上流域の状況はずいぶん変わっている。河原がなくなったり、草や木が生えているような河原がたくさんある。そういったことを考えると土砂を規制するようなシンプルな条例がよいのではないかと。

鏡川を意識していない市民が多いことは確かだが、上流域では、河原の話が地域の人から出るなど、意識が低いわけではない。話をもっていく方法がない。

委員： 流域保全区域の範囲について、朝倉堰より上流全域とすると負担が多くなり、雑になってしまうこともある。濁水問題や生物多様性の問題等を考えるともう少し絞り込んで検討すべきである。濁水を抑えるためにはどういう場所を守らなければならないのか、これまでの鏡川の生物多様性に係る調査を参考にしながら、生物多様性が高い場所を中心に保全すべきではないかと。

先ほど河原に草が生えるという話があったが、最近、物部川は上流で発生する土砂が原因で支流が砂利川になってきている。そうになると、水生生物がいなくなり、本流の供給源としてうまく機能しない。そういったことから、生物多様性の観点からの重点区域を設けることも検討すべきである。

会長： 専門家は土砂、砂利、浮石を使い分けている。土砂で一括してしまうと齟齬が生じる可能性がある。濁水発生にとっても粒径の違いは重要な要素になる。

条例の議論については、今後資料を出していただきながら議論していく。流域保全区域の範囲については、上流域全域とする意見、限定的にする意見の両方の意見が出されている。事務局でさまざまなパターンについて議論していただき、それぞれの範囲の目的、設定理由、期待する効果を明確にしていきたい。

7 その他

委員： 以前、鏡川をパトロールする話や市民を対象とした鏡川ツアーの議論があったが、まずは、市民に鏡川に興味をもってもらうための取組が必要である。

委員： 景観形成区域の3候補地での動きはどうか。

事務局： 景観形成区域の候補地の住民へ働きかけてきたが、是非一緒にやろうという反応ではなかった。住民にとっては、自然を生かした暮らしや営みが重要であり、その結果美しい景観が保たれてきた。高齢化やマンパワー不足が進むなか、景観を守ってほしいという働きかけでは難しい。地域の営みや暮らしを活性化すること必要である。そこで、庁内横断的な係長の会を開催し、中山間地域の課題について共有を行った。

また、景観形成区域へのアプローチにつながる事業の実施を検討している。

委員： 既存事業の事業費を景観形成区域への施策に充てられないか。

事務局： 令和3年度当初予算案としては計上されなかったが、鏡川を軸に関係人口を創出・拡大し、側面から清流を守る新規事業について検討している。事業が実施できるように取り組んでいく。

委員： 将来への投資であるため、トップダウンでしっかりと鏡川を見つめてもらう必要がある。鏡川に限定した上流と下流の関係人口という発想は新規性があるため、鏡川清流保全審議会で出た意見を伝えながら、是非予算が付くよう努めてもらいたい。高知市の財政が厳しいことは知っているが、そこを通すのが政策である。

事務局： 鏡川流域関係人口創出事業として提案し、市長査定まで行った。国の交付金との兼ね合いにより、当初予算への計上には至らなかったが、事業の中身自体を否定されたわけではない。

委員： 他部署と連携し、他部署の予算も使わせてもらいながら、寄せ合せて事業を大きくすればよいのではないか。そのためにも、庁内の係長級の会などを積極的に開催し、戦略をねっていただきたい。

委員： 森林環境譲与税は今後も安定した財源になると思うので、部署を超えて使い道を考えていくべきである。

委員： 物部川では、濁水問題について、アユの生育不良の観点から注意喚起をしても住民に響いてこなかった。そのため、濁水は上流からの膨大な土砂

の流入が原因であり、放っておくとダムの上水量、利水量が減少し、生活に影響を及ぼすようになることを伝えたところ、やっと自分のこととして考えてもらえるようになった。河川管理者もことの重大さに気が付き、予算をかけて浚渫を行ってくれた。

生きものが減ることは、ささやかなほころびかもしれないが、一部のほころびは全体の崩壊の前兆かもしれないと考えると、多くの人の本気度が変わってくる。生活が成り立たなくなるかもしれないという発信のしかたも大事だと思う。

環境部門が交通整理をして、それぞれの施策に根拠を持たせることにより施策が動き出すと思う。

委員： 国土交通省が流域治水プロジェクトを開始した。対象を二級河川まで広げようという動きがある。鏡川も対象となる可能性があるため情報を収集し、流域治水の考え方も利用していただきたい。

委員： 物部川の上流では、シカが非常に増えて植生を荒らし、土砂流出の原因を作り出している。河川の手入れなどだけでは解決しない問題である。日本の野生動物管理のなかで今一番の問題は、山間地域でこれまで動物の個体数を抑える役割を果たしてきた狩猟者が減少していることである。幸い鏡川上流では、まだシカによる影響は少ないが、山の中で起こっていることや住民が置かれている状況を把握し、ケアしなくてはいけない。狩猟者や田畑を守る人が減少するなか、上流域に下流域の市民の意識を向けさせ、鏡川の関係人口を増やしていかないと問題は解決しない。鏡川流域の中山間地域をどうするかを検討し、上流域と下流域をつなげるよう努力していただきたい。

委員： 市の職員が動くだけでは、関係人口は市の職員だけである。職員には、市民を動かすためのプロデューサーになっていただきたい。